

スノーモービル合同パトロール

当センターでは、朝日森林生態系保護地域管理計画書において、保護林へのスノーモービルの乗り入れは自粛を求めるとされていることから、毎年春分の日前後から5月の連休までの期間にパトロールを行っています。

パトロールを実施する月山地区は、スノーモービルの愛好者で結成された「自然を守るスノーモビラーの会」があり、自主ルール（月山特別ルール）を作り会員に遵守させている地区です。



今シーズンは、3月21日（水）が走行初日となったことから、センター職員から保護林への乗り入れ自粛の要請と樹木への損傷防止の注意喚起を行うとともに、朝日山地のマナーガイドを配布して保全の理解を求めました。この日は、山形県はもとより、秋田県、宮城県、福島県等から約20台のスノーモビラーが集まりました。

また、3月24日（土）は、保護林へのスノーモービル乗り入れやトラックベルトによる樹木の損傷の確認を行うため、環境省羽黒自然保護官事務所、山形森林管理署、スノーモビラーの会と合同でパトロールを行いました。

当日は、旧国道112号と月山スキー場の分岐に集合し、パトロールの目的やルートを確認した後、2班に分かれて行いました。

パトロールは、スノーモービルが走行したルートを確認しましたが、保護林への乗り入れや樹木への損傷はありませんでした。

今冬、里では大雪となり住宅の被害も発生しましたが、現地は3月へ入ってからの気温上昇や雨等により例年より積雪量は少ない状態で、ブナの芽吹きも進んでいました。

今後もスノーモービルの走行が終了した時点で樹木への損傷確認を行う予定としています。

